

EU における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	ITA 該当品目への課税	<p>・新たな融合技術を用いた等の理由により、いくつかの ITA 対象製品が既に関税ゼロのステータスを失っている。</p> <p>(改善)</p> <p>・2011年7月1日より、多機能プリンタ、フラット・パネル・ディスプレイ、セット・トップ・ボックスが無税となった(デジタル式コピー機能を主な機能とする製品は2.2%の関税が賦課される)。</p> <p>・2015年12月、ITA 拡大合意。</p>	<p>・情報技術製品に対する市場アクセス機会という条約本来の精神に立ち返り、ITA 対象製品の維持及び拡大を要望する。</p>	<p>・ITA (Information Technology Agreement) of WTO</p>
	時計協 日商	(2)	従価税と定額税の併用	<p>・EU の輸入関税は従価税を基本としているが、ウォッチ完成品(HS9101&HS9102)には従価税(4.5%)と定額税(最低税率と最高税率)を併用している。クロック完成品(HS9103 & HS9105)は3.7%~4.7%の従価税だけが課されている。</p>	<p>・時計関税を従価税に統一する。</p>	<p>・Commission Regulation(EC) No 1031/2008</p>
	フル工 自動車部品 日商	(3)	特惠関税の撤廃	<p>・欧州輸入関税4.5%(ショックアブソーバ)について、以前までマレーシア、タイ等の特惠関税の恩恵を受け、関税適用は0%であったが、近年これらの国が関税対象国となった。この様な税制変更が頻繁にある。製造元の変更は即座に行えない為、採算への悪影響が出る前に手が打てない。</p>	<p>・税制変更のスケジュールの透明化を行って頂きたい。</p>	<p>・Generalised Scheme of Preferences (特惠関税制度)</p>
	日機輸	(4)	関税分類の恣意的な運用	<p>・①ITA 導入後も特にインクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical / Electrical component を含む」)に曖昧さがあり、関税ゼロ適用範囲が不明確となっている。</p> <p>・②ITA の合意内容にレンズ製品が含まれなかったことで多額の輸入関税支払いが発生している。</p> <p>(改善)</p> <p>・ITA 拡大品目に含まれ、2016年1月にITA 拡大合意。</p>	<p>・①インクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical/Electrical component を含む」)の明示。</p> <p>・②レンズに関する輸入関税障壁の緩和・撤廃。</p>	<p>・ITA (Information Technology Agreement) of WTO</p>
	日機輸	(5)	関税分類リストの不整備	<p>・税関タリフと輸出管理リストへの正確な分類のために詳細な品目マスタデータが必要だが、情報が欠落している場合あり。</p>	<p>・工場/サプライヤーは、EU 内での適切な分類に必要なすべての情報を追加する必要あり。</p>	<p>・All EU countries by customs law and federal office for export control</p>
	日機輸 日商	(6)	EU-韓国 FTA の締結による競争力の低下	<p>・日本製完成車は EU 域内への輸入の際に10%課税されるため、2011年韓国-EU の FTA 締結後、さらに価格競争力が低下。また、完成車のみならず自動車部品・化学品原料などに関しても高関税であり、EU における製造業の競争力低下につながる。</p> <p>⇒改善: EPA 発効後は、自動車部品の関税撤廃。日本製完成車に関しても発効後8年目に関税撤廃の目処がついた。</p> <p>(対応)</p> <p>・2013年4月より日 EU・EPA 交渉を開始した。</p> <p>・2015年5月の日 EU 定期首脳会議において、交渉中の日 EU EPA について、できれば2015年末までに全ての主要課題を含む合意を目指すことで一致した。</p> <p>・2015年11月の日 EU 首脳会議において、日 EU EPA 交渉は引き続き年内の大筋合意に向け最大限努力をし、仮に実現できなくても2016年のできる限り早い時期に実現することで合意した。</p> <p>・2019年2月1日、日 EU EPA が発効した。</p>	<p>・輸入関税撤廃に向けたフォロー。</p>	<p>・EU-Korea Free Trade Agreement</p> <p>・EPA</p> <p>・Commission Regulation: EEC No265/87</p>

※經由団体: 各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸	(7)	長期に渡る BTI 承認期間	<ul style="list-style-type: none"> Binding Tariff Informatuin(BTI)の申請から承認までの時間がかかりすぎる。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> EU では、ある産品がどの品目コードに分類されるかについて、事業者は加盟国当局に対し拘束的関税分類情報 (BTI) を求めることができる。BTI は原則として 6 年間有効で、一定の例外を除き、EU のいずれの加盟国においても BTI にしたがった分類を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 承認時間の短縮。 	
	JEITA 日機輸	(8)	通関手続の不統一	<ul style="list-style-type: none"> EU 各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> EU 加盟国間での通関手続き調和。 	
	時計協 日商 時計協	(9)	輸出許可要件の不統一	<ul style="list-style-type: none"> ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約 (CITES) に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ワシントン条約
	日機輸	(10)	物流セキュリティ規制遵守のための企業負担	<ul style="list-style-type: none"> EU 向け出荷時の船積み前 24 時間ルールにより、出荷時の商品滞留時間が長くなり、企業の負担になっている。 <p><事例></p> <ul style="list-style-type: none"> 米国が 2001 年同時多発テロを契機にモノの輸入に関して以下のリスク把握を行う体制を導入。 1. 24 時間ルール: 外国港での船積み 24 時間前までに船荷情報の提出を義務付けるもの。 2. コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ: 職員の常駐により危険度の高いコンテナを識別。 	<ul style="list-style-type: none"> 優良企業への優遇策導入。 	<ul style="list-style-type: none"> Advanced Manifest System (通称 24 時間ルール)
13	金融 自動部品 日機輸	(1)	マイナス金利の運用	<ul style="list-style-type: none"> 企業の運転資金用の預金にまでマイナス金利が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転資金のための口座などにはマイナス金利を適用しないで欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナス金利
14	税制 日商	(1)	移転価格税制の解釈・運用の不統一	<ul style="list-style-type: none"> 欧州域内で当社グループ企業として事業推進する際に、各国の移転価格税制の適用強化が、特に文書化義務を中心として対応負担・コスト増になっている。また、グループ内での機能再編や集約の施策遂行に際しても、各国移転価格税制をリスク要素として認識する必要があり、慎重な検討を要している。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日・EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> EU は各国の税務当局の代表、主要な多国籍企業および税務専門家からなる「ジョイント移転価格フォーラム」を設立して、加盟国における移転価格の適用方法の統合のあり方を検討しており、特に多くの異なる加盟国で事業を行う多国籍企業のコンプライアンス上の負担を軽減する方法を検討している。ジョイント移転価格フォーラムでの検討結果をもとに、欧州委員会は移転価格税制に関する行動規範に関する提案を行い、この提案は 2006 年 6 月に承認された。この行動規範により、新たに標準化・集約化された「EU 移転価格ドキュメンテーション」の適用が可能になった。ただし、法人グループは、特定の国において税務当局が別途要求する場合には、その国に関して個別にドキュメンテーションを準備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州域内での組織設計の自由度を保障する移転価格税制の統合的運用の実現を望む。 二重課税の確実な排除を担保する国際協調の推進を求む。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国税法 移転価格税制

※經由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日商	(2)	VAT 制度・手続・解 釈の不統一	<p>EU 内の付加価値税制 (VAT) は、各国主権に属する問題でありながらも EU 指令により類似の税率、同様の課税方法で施行されてきている。しかし、なお欧州域内取引についてはリバースチャージ等 VAT 申告手続きが煩雑で、特に域内クロスボーダーでの取引について、取引を記帳・管理するシステム設計に細心の配慮が必要となっており、納税企業にとって大きな負担となっている。</p> <p>EU 域内の外国人旅行者に対する付加価値税免税について： ー ルールの複雑さ、申告・還付手続きの複雑さ。 ー 域内各国のルール不統一。 ー 2013 年 9 月、欧州裁判所における決定で域内各国のルール統一方針が示された。</p> <p>これにより、外国人旅行者に対しても、ほぼ例外なく課税される方針となった。EU 域内のインバウンド旅行者にとっては大幅なコスト増であり、EU 域外業者との競争上大きな不公平が発生し死活問題となっている。また、新方針も開始時期などが現在でも必ずしも明確でなく、各国政府からバラバラに方針が出たり出なかつたりしている状況。新方針の開始に当たっては、運用指針とセットで前広な告知をお願いしたい。</p> <p>(参考) ・2007 年 1 月より、それまで EU の VAT 法制の基幹を成していた第 6 次 VAT 指令に代わって、VAT 法制を法典化した新指令が発効し、その後 10 回にわたり改定が行われた。しかし、この新指令も VAT 法制への理解を高める効果はあるが、上で指摘された問題点の解決には直接つながらない。</p> <p>(対応) ・日・EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。 ・VAT 新システムに向け、電子化への対応、域内での調和を目指した様々な VAT 関連法規の改正が提案されているが、原産国・提供国での課税実施は長期的な最終目標との位置付けは変わらない。</p>	<p>EU 内での VAT 税率の完全統一の実現、納税者にとって簡素な申告手続の配慮を EU 主導で進めて頂きたい。</p> <p>EU 各国もその流れに協調して頂きたい。</p> <p>新制度実施方針(スケジュール、実務面)の明確化。</p> <p>EU 域外業者との極端な競争上の不公平回避。</p>	<p>各国税法</p> <p>EU 指令</p>
	日商	(3)	インターネットを利用した越境販売	<p>EU 域内においては、各国で VAT の税率が異なるため、希望小売価格の統一が困難である。また、小売店のインターネットによる販売活動が一般化し、国内のみならず国外向けに販売するケースが顕著化しているが、VAT は売主所在国の税率が適用される為、VAT の高い国の消費者(ドイツなど)は自国の正規販売ルート経由ではなく、VAT の低い国(アンドラなど)からインターネットで購入する傾向がある。</p> <p>これは我々のマーケティング方針への障害となっている。因みに、本来は消費者が自国の VAT を支払う義務があると理解しているが、実際申告している消費者がいるとは思えず、現状を放置することは EU 各国の税収漏れに繋がっていると懸念する次第。</p>	<p>EU 域内におけるインターネット販売に関して何らかの制限を加えるか、VAT の高い国の消費者が低い国のネット販売を利用した際に自国の VAT を支払うことを義務化してほしい。</p>	
	フル工 自動部品 日商	(4)	出口税(Exit Tax)	<p>新しく Legal-Entity (法人) を新設し、帰属していたカスタマーベースを移した 場合などに発生する税。国同士の複雑な関係性もあり、確実性のある契約に基 づく売買ができないケースがある。 コンサル等に有料で相談しているが、多大な費用が発生している。</p>	<p>法に基づく運営を行う為の無料相談窓口 を新設等考慮頂きたい。</p>	

※經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(5)	短期就労者に関する報告	<ul style="list-style-type: none"> EU 内では、会社は非居住者の訪問日数を記録することになっている。非居住者が 60 日を超えその国にいる場合は、会社は日数を調べ、現地の税務当局に通知する必要がある。更に 183 日を超える場合は、所得税を支払う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> (一部の国では暦年の報告、他の国では異なる期間を使用する)ルールを簡素化する。 183 日を超えた場合に、初めて当局に報告する等、税務当局への報告基準を簡素化する。 	<ul style="list-style-type: none"> All EU countries
16雇用	日機輸 日商	(1)	滞在・労働許可	<ul style="list-style-type: none"> EU 域内での日本人駐在員の移動(移駐)に際し、VISA・労働許可の取得手続きが明確化されていない国・ケースが見受けられる。取得に要する日数が分からず長期化することもあり、業務に支障をきたす。 EU 各国内で労働・滞在許可の手続きにかなり差異があり、また煩雑。駐在員が EU 内異動の場合(例:ベルギーからフランス)、新たに許可取得に時間がかかり、また許可申請中の移動に制限があるためビジネスに支障をきたす。 	<ul style="list-style-type: none"> 手続き・内容・所要日数の明確化。 EU 間手続きの統一化。 	<ul style="list-style-type: none"> All EU countries
	日機輸 日商			<ul style="list-style-type: none"> 短期のビジネス訪問者 	<ul style="list-style-type: none"> 非居住者の訪問は滞在日数を記録し、60 日を超える場合は税務当局に報告する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ルールの簡素化。
	日機輸	(3)	Intra-Company Transfer 指令	<ul style="list-style-type: none"> EU Intra-Company Transfer 指令に基づき、各 EU 加盟国で法制化が予想される。これに伴い、日本からの駐在員の任期が最大 3 年までとなる(トレーニーは 3 年)。 	<ul style="list-style-type: none"> オランダにおいては、日本からの駐在員は既存の Highly Skilled Migrant と ICT の選択性となったため問題ではなくなったが、他国は以前不透明な状態のため、早急な解決をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT
	日機輸 日商	(4)	定年制の有無と新規採用の困難	<ul style="list-style-type: none"> 定年に関する EU 諸国の見解・法の解釈が違い、英国では定年制が廃止されているが他の EU 諸国では定年が実在し、他の欧州諸国に比べ、従業員の高齢化が見られ、新規従業員採用が現実的に難しい。特に管理部門の場合は高齢化による生産力低下を客観的に計測することが難しく、若手管理職候補の育成が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的经验の無い従業員雇用に対するインセンティブ導入。 EU 諸国内での規制に関する見解の統一。 	<ul style="list-style-type: none"> 英 Equality Act EU 2000/73 Directive
17知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	私的複製補償金制度の問題	<ul style="list-style-type: none"> 私的複製補償金の支払義務がありながら支払をしない業者が現実多数存在するとの話がある。かかる事実、誠実に支払いを行う事業者が競争上不利な立場に立たされることを意味する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の制度運用を前提とした場合、支払義務を履行していない事業者と誠実に義務を履行している事業者との公平を図る措置を講じるべきである。 各加盟国で、技術的手段の適用・不適用を勘案することを徹底してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> Directive 2001/29/EC ECJ (C-467/08 - "Padawan") EU 著作権補償料制度
	JEITA 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ディレクティブ第 5 条 2 項 (b) では、公正な補償(課徴金)には、技術的手段の適用・不適用を勘案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各加盟国で、技術的手段の適用・不適用を勘案することを徹底してほしい。 	
	JEITA 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合(汎用品の存在・メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど)も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。 上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、特に越境取引の場合にはある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が高い(あるいはない)国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売 	<ul style="list-style-type: none"> 【制度的観点】 <ul style="list-style-type: none"> 私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。 【実務的観点】 <ul style="list-style-type: none"> 現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国 	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸			<p>流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要因となっている。また、煩雑な補償金制度を加盟国毎に調査・検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。</p>	<p>の規定に忠実な形で英語で EC ウェブサイトに掲載してほしい。</p> <p>一なお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点から EC ウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をしてほしい。</p>	
	日機輸			<p>・多くの EU 加盟国において、私的複製から生じる著作権者への補償として著作権補償料制度が導入されているが、料率が加盟国間で不統一であり、域内市場の達成の妨げとなっている。</p>	<p>・早期に加盟国間での制度統一を要望する。長期的には、現行システムに代えて、著作権者が侵害者から直接補償を徴収するシステムの構築を要望する。</p>	
	JEITA 日機輸			<p>・2010年10月に欧州裁判所の判断が出された(C-467/08)。</p> <p>①自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課すことはディレクティブに反すること。</p> <p>②私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること。</p> <p>③私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきことがいわれた。</p> <p>しかし、各加盟国においては本判決は必ずしも実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべて私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。</p> <p>しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続にかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。</p>	<p>・Vitorino Recommendations に基づき、EC がガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにしてほしい。</p>	
	JEITA 日機輸			<p>・Directive 及び欧州裁判所判決(C-467/08等)から、私的複製補償金の最終負担者は私的複製を行うユーザーである。しかし、補償金制度を有する多くの加盟国では、ユーザーが購入する私的複製機器にいくらの補償金が課金されているかが、ユーザーに対して通知されていない。そのため、ユーザーは自己が不当に高い補償金の支払いを強いられていることを認識していない。</p>	<p>・各加盟国は、複製機器/媒体にかかっている補償金額をユーザーに対して明示するように義務付けるべきである。</p>	
				<p>(参考)</p> <p>・現在、英国、アイルランド、キプロス及びマルタを除く殆どの EU 加盟国で私的複製補償金制度 (Levy 制度) を導入している。情報社会における著作権及び関連する権利の特定の側面の調和化に関する指令 (Directive 2001/29/EC、以降著作権指令) の第 5.2(b)条では、技術的保護手段 (TRMs) の採用を考慮に入れて公正な補償金を査定するよう義務付けている。しかし、近年のコピー防止技術の出現にもかかわらず加盟各国による著作権指令の国内法化の現状を見ると levy 制度に第 5.2(b)条が十分に反映されていないように見える。</p> <p>(対応)</p> <p>・欧州委員会は著作権補償金改革を 2006 年の作業計画に中に入れ、関係者へのアンケートを行ったりしたが、改革は一向に進んでおらず、ついに 2007 年に入って改革計画を取りやめにした。</p>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2010年11月21日、EU司法裁判所は欧州著作権指令の「公正な補償」に関し、PADAWAN社に対するスペインの業務用製品に対する私的補償金支払い命令を巡る訴訟において、「公正な補償」はEU内のすべての加盟国で統一的に解釈されなければならないこと、補償される金額は私的複製の例外により著作権者が被る損害を基準に計算されるべきであること、私的複製以外に使用される製品(官公庁や企業の業務用品)に対して補償金を課すことは指令に適合しないことなどを判示した。 欧州委員会は2012年7月、著作権の共同管理と越境ライセンスに関する指令案を発表した。著作権管理団体に、技術的能力、著作権使用料の支払い迅速化などを義務付ける内容になっている。 		
	JEITA 日機輸	(2)	特許権利化の遅延と出願費用の支払い継続	<ul style="list-style-type: none"> 日米欧の三極特許庁の最終処分期間は、日本、米国の約2年+aと比較しても、欧州は約4年かかり格差がある。また、遅延と同時に高額な出願維持費用が毎年かかるため、出願人にとって大きな負担となっている。日欧間の特許審査ハイウェイの試行開始(2010年1月)に伴い、審査速度、費用低減への効果を期待している。 年次で出願更新料を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。 日本や米国の制度では、特許が登録されてから特許の維持に必要な「維持年金」支払いが生じるのに対して、欧州では登録前で審査が開始されておらずとも、出願維持年金の支払いを要求される。かつ、日米と比べてEUは特許登録されるまでに時間がかかるため、出願維持費用の負担がなお大きい。 欧州では、特許出願後、審査開始前でも出願維持年金の支払いを要求される。その上、日米より特許の登録までに時間がかかるため、出願維持費用が大きな負担となる。中国も2010年に維持年金を廃止している。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記、特許審査ハイウェイにより、最終処分期間の改善、出願維持費用の負担軽減の効果を明示して頂くとともに、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。 日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにして欲しい。 特許登録前の出願維持年金の支払いを不要としてもらいたい。 出願維持年金を廃止して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査運用 欧州特許条約 欧州特許付与に関する条約第86条 出願維持年金制度 Patent examination practice in EPO
	日機輸					
	ベア工 自動部品 日機輸					
	自動部品 日機輸					
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許審査ハイウェイ(試行)プログラムは、EU関係国との間では、日本と英国の間で本格運用、日本とドイツ、デンマーク、フィンランド、オーストリア、ハンガリー、欧州特許庁、スペイン、スウェーデン、北欧特許庁、ノルウェー、ポルトガル、ポーランドとの間で試行運用されている。 		
	JEITA 日機輸	(3)	権利化の高コスト、訴訟制度の煩雑さ	<ul style="list-style-type: none"> EUにおいては、特許認可後に各国言語による翻訳が必要なため、国数によっては翻訳コストなどによる総費用が米国等と比較し非常に多くかかり、欧州での研究開発が進みにくい一因となっている。また各国別の訴訟制度についても出願人にとって利用しにくい状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な権利取得推進に向け、EU共同体特許の実現と、欧州及びEU特許裁判所(EEUPC)の設置を実現していただきたい。 2012年12月に統一特許制度および統一特許裁判所についての規則案が欧州議会によって承認されたが、品質、コストの両面でユーザーにとって使いやすい制度設計を進めて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> European Patent Convention (EPC)
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年現在、一部加盟国の反対等により、EU単一特許制度の導入が遅れている。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単一の EU 特許制度に関する方針の部分合意：2009年12月の理事会で、単一の EU 特許実現のための主要要素・方針について合意がなされ、大きな前進となった。合意内容は、核となる議論の一つであった特許関連の訴訟を一括して扱う裁判所「欧州・EU 特許裁判所 (EEUPC: European and EU Patents Court)」の設立も含まれる。 EU 特許の翻訳言語に関する理事会規則案：2010年7月発表。単一 EU 特許制度確立に向けた最後の要素、翻訳言語に関する取り決めを決定する提案。既存の欧州特許制度に基づき、欧州特許局の公式言語である英独仏の3カ国語のうちいずれかによる審査および付与を提案している。さらに、EU 特許制度をより利用しやすいものにするための付随的な手段の確立についても合意がなされるべきだとされており、EU の公式言語すべてをカバーする質の高い自動翻訳機を利用可能なものにするなどが提案されている。 2012年12月、規則は採択され、2013年3月、スペインは無効を求めて欧州司法裁判所に提訴したが、2014年11月、裁判所はスペインの訴えを却下した。 EU 単一特許制度に関しては、紛争に関する裁判所の場所に関して本部機能をパリに置き、特定分野事案を扱う専門の機関をロンドンとミュンヘンに置くことで合意が成立し、2014年にも単一特許制度が創設されることとなった。 			
	日機輸	(4)	審査期間の長期化	EPO による特許審査期間が長期化しており、適正なタイミングで権利を取得できないことが問題となっている。	<ul style="list-style-type: none"> Early Certainly Program (Early Certainly from search, examination and opposition) に関して、EPO 自身が掲げた目標の確実な実行。 PACE (programme for accelerated prosecution of European patent applications) がリクエストされた案件について速やかなサーチ&審査の完了。 	EPC Article/Rule	
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸 日商	(1)	CE マーク取得の過重な負担	<ul style="list-style-type: none"> 欧州経済地域での製品販売を行うにあたり、当該規格の取得が必要であるが、規格取得に時間がかかる上、一部手続きが煩雑・不明確。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日・EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。 2019年2月1日、日 EU EPA が発効した。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2004年12月31日に従来の EMC 指令に取って代わる新 EMC 指令 (2004/108/EC) が官報告示され、2007年3月に EMC 指令ガイドも公表されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得手続きの簡素化、明瞭化が促進されるようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> CE マーキング SOC Directive (2004/108/CE) -> Dir No 2014/30 French decree No 2006-1278 -> Decree No 2015-1084 (effective since 20/04/2016)
	日機輸 日商	(2)	CE マークの添付義務	<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての製品で CE マーク貼付義務あり。消防ポンプのような汎用品を日本で製造する場合は、当然 JIS で製造する。しかし、それを欧州で販売しようとすると、まず CE 自己宣言ができるよう、専門のコンサルに依頼し、欧州指令に沿った設計であるかどうかの確認や、機種によっては各種検査基準をクリアしているかどうかの確認が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場への投入を期してはいるが、まだ欧州でどれだけ販売できるかわからないものに対しても、1台でも販売するとすれば CE マークが必要となる。小さな企業だと、CE へのアプライだけで相当なリスクとコストがかかっており、是正されればコスト・時間の節約効果は大きい。 	The council decision of 22 July 1993	

※經由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				(対応) ・2019年2月1日、日 EU EPA が発効した。		
	フル工	(3)	CE マーク、RoHS 指令、REACH 取得負担	・EU 市場に製品を販売するには、その製品が特定の規制でカバーされるたびに、CE マーキング、RoHS 指令、REACH に適用させる必要がある。	・取得手続きの簡素化、明瞭化。	・CE マーク ・RoHS 指令 ・REACH
				(対応) ・2019年2月1日、日 EU EPA が発効した。		
	日機輸	(4)	小型装置への自国語記述の義務	・益々多くの国がパッケージに自国語記載を課している。小さくコンパクトな個装の商品(電池、電球、ヘッドフォン等)の場合、技術的あるいは経済的観点からこの規準を満たすことはほぼ不可能。小型規格品の販売を難しくしており障壁となっている。	・自国語記載ではなくロゴ標記を認めてほしい。	・Example: Spanish Royal Decree 1368/88
	日機輸 日商	(5)	工業規格の互換性の制度不備	・欧州規格(PED、SIL)と日本の regulation の互換がない。PED(Pressure Equipment Directive)に関して、実質的には JIS が認められるケースはまれである。モノの売り買いの時に JIS は PED より厳しいから OK と判断してくれるお客様は少ないと思われる。	・各規格の互換性が認められるものについては規則を定め、不当な扱いを禁じる規則を制定いただければ、規格間コンバート作業のコスト・時間の節約につながり、また商機も広がる。	・SIL: IEC 61508 ・PED
				(対応) ・2019年2月1日、日 EU EPA が発効した。		
	日商	(6)	JIS 規格での輸出が認められない	・JIS 規格にて製造された食品製造設備が食品メーカーの現地生産では使用できない(輸出できない)。日本の食品製造技術は、安全・衛生面でも優れているが、右記の欧米規格は全くの非関税障壁となっている。	・食品の安全・衛生・美味しさを標榜する日本食はそれを製造する機械とセットで考える必要があり、欧米との食品機械製造規格と JIS との相互認証を進めて頂きたい。	・CE マーク
				(対応) ・2019年2月1日、日 EU EPA が発効した。		
	日機輸	(7)	RE 指令の整合規格公示の遅れ	・2016年6月12日に RE 指令が発効され、2017年6月12日まで R&TTE 指令との置換えに係る移行期間にある。その間に RE 指令適合に必要な整合規格が官報に公示され自己適合宣言が可能であるが、整合規格の公示が遅れると共に、適用すべき規格が明確になっておらず、草案規格で適合する必要がある。この場合、本来 NB(Notified Body)の関与が必要ないにもかかわらず、NB 関与を余儀なくされ、必要以上のコスト負担が強いられる(D61)。草案規格で適合宣言をした場合、整合規格として公示された場合、改めて差分の評価を実施し、D67 適合宣言をし直す必要がある。	・草案状況の規格であっても、速やかに整合規格として公示する。 ・草案状況の規格が整合規格となった場合、整合規格可前に草案で宣言した評価を適合推定を与える。 ・合わせて、RE 指令の完全実施を延期する。	・DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日化協	(8)	BREXIT 後の化学品の EU 規制について	イギリスに拠点において、日本の親会社より殺虫剤原薬、製剤品を EU に輸入し EU 域内外の顧客に販売している。殺虫剤原薬、製剤品の EU 域内での販売においては、”The Biocidal Product Regulation (BPR, Regulation (EU) 528/2012)”の規制を受けており、弊社は各種殺虫剤原薬、製剤品の BPR 登録ホルダーとしての地位を有している。 現行の BPR においては、「原薬、製剤品の登録ホルダーは EU に拠点を有する法人でなければならない」と規定されているため、BREXIT 後、イギリスが BPR においてどのような法的地位を有するかという点は、弊社がイギリスでビジネスを継続できるかどうかという非常に大きな経営判断に関わる問題である。	イギリスと EU との交渉においては、イギリスに拠点を有し、EU 域内ビジネスを行っている企業の状況を踏まえ、交渉が早期に決着するとともに、十分な移行期間が設定されソフトランディングの形で決着することを、強く要請していただきたい。	•The Biocidal Product Regulation (BPR, Regulation (EU) 528/2012)
20	独占	自動部品	(1) 事前相談制度の廃止	従来あった個別適用除外の事前相談制度である「ネガティブ・クリアランス制度」が廃止となったため、たとえば特許のライセンスプールなどの形成について、事前に当局の承認を得る機会が奪われた。	事前相談制度の復活、あるいはこれに相当する新制度の実施。	•1962年 EC 理事会規則 17号(2)項
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸 日商 日機輸	(1) REACH 規則の不透明・対応の煩雑	•REACH 規制については解釈に不透明な点も多く、また複雑な規制となっており、規制の遵守についてのコスト、労力の負担が大きい(特に商社のような事業形態にとって)。 また、新規化合物の欧州市場への販売については REACH 規制があるが故に域外メーカーが開発を断念することもあり、欧州ユーザーにとってもデメリットがある。 •REACH 規制は過去に 100 件以上改正がされており、今後も新たな物質の追加等、多くの改正が行われることが予想される。常に改正情報を把握すること、改正に応じた都度対応することが求められるため負担が大きい。出荷する直前の改正などがある場合は、急ぎの対応が求められ、納期遅延に影響することもある。また REACH 対応するための資料準備等、追加のコストが発生している。	•REACH 規制の内容を GHS 対応に統一して欲しい。 •REACH 規制の改正の頻度を減らし、1 年に 1 回決まった時期にする等、輸出者の納期やコストに影響の出ないようにしてほしい。	•REACH 規制 •Directive EC 1907/2006
	日機輸	(2) REACH 附属書 17 のニッケル規制の解釈	•REACH 附属書 17 におけるニッケル規制は、もともと、ピアスやネックレス等、身につける装飾具によるニッケルアレルギーを防ぐ意図で「長時間触れるもの」と規定されている。しかし、2014 年に、「長時間」の解釈は「10 分以上肌に接触する意図がある製品」というガイドラインが発効され、更に、2017 年には、このガイドラインの改定案において、該当する製品の例示がされることとなった。 その中に「楽器」が例示されており、楽器業界としては大変とまどっている。フランス楽器協会からも、フランス政府を通じ欧州化学庁 (ECHA) へ意見していく、という方針を聞いている。 もともと楽器には、高価な銀材の代替材として「洋白材」が伝統的に使用されてきた。この材料はニッケルを多く含む。「音」を重視するという楽器の特性上、洋白材をメッキや塗装なしで使用する場合も多い。また、ギターやバイオリンなど弦楽器の弦の材料としても、伝統的にニッケルが多く使用されている。クロムなどの代替材はあるものの、やはり「音」の面から、ニッケルの需要は高い。 このような状況において、楽器の性能を保ちながらニッケルの溶出基準を遵守することは、大変な困難となっている。	•アレルギーの問題は個人差が大きいと考えられることから、購入する人へ向けて(例えば日本のレストランや食品などで、アレルギー表示が書いてあるように)当該製品は○○を含み、アレルギーがでる場合がある・・・等の表示規制にする方が、ユーザーにとっても有用なのではないでしょうか。	•REACH Annex XVII entry 27 (Nickel) •Draft guideline on articles intended to come into direct and prolonged contact with the skin in relation to restriction entry 27 of Annex XVII to REACH on: Nickel and nickel compounds ,Draft of 23 January 2017, European Chemicals Agency	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(3)	CLP 規則への対応の煩雑さ	<ul style="list-style-type: none"> CLP 規制については GHS(Global Harmonization System: http://www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html) に準拠した規制にも関わらず EU 独自の分類基準を導入しており、非常に混乱の多い制度。実際には運用面で各種の問題を抱えており、規制の内容を GHS 対応に統一して欲しい。規制の変更、修正も多く、都度規制内容を確認し遵守していくためにかなりの労力がかかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> CLP 規制の内容を GHS 対応に統一して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> CLP 規則
	JEITA 日機輸	(4)	RoHS 指令適用除外申請の煩雑さ	<ul style="list-style-type: none"> RoHS 指令の「適用除外」は定期的に見直されることになっており、一般的な電気電子機器に関しては 5 年毎の見直しとなっている。しかしながら、延長申請にはサプライチェーンをまたがった産業界での意見集約なども必要で、申請に至るまでのみならず、コンサルタントからの質問への対応など、長期間にわたって多くの産業界に著しい負担となっている。 更に、ELV 指令においてもほぼ同じ適用除外が別のタイミングで見直されるため、大きな負担となっている。また、適用除外の整合を図る点でも課題と認識している。 RoHS の規制除外判断となる基準が不明確であること、及び適用除外判断時期が公表日通りに遵守されない、判断延期の公表も明確ではないことより、事業活動へ影響を及ぼしている事。具体例では規制への対応をすべく緊急で生産会社、部品供給ベンダーの生産調整を行う事で混乱を招いていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用除外の見直し期間の長期化(例えば 10 年)。 ELV 指令との重複適用除外に関しては、見直しタイミングを同期させる。 判断基準を明確にする事、運営を明確にする事。 	<ul style="list-style-type: none"> RoHS RoHS 指令: 2011/65/EU ELV 指令: 2000/53/EC
	日機輸	(5)	生産装置等の保守部品への RoHS 指令等の適用	<ul style="list-style-type: none"> ErP 指令、改正 RoHS 指令において、要求内容の解釈が難しく、生産装置等として対象外であるにもかかわらず、保守部品として構成部品(商用コンピュータ、モニタなど)を出荷する際には、個々に規制への適合が必要になる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生産装置等で規制対象外となっている製品の構成部品を保守部品として出荷する際についても、規制適用外としてほしい。 	
	フル工	(6)	特定の規格の認証義務	<ul style="list-style-type: none"> EU 市場に製品を輸出販売するには、その製品に CE マーク、RoHS 指令、REACH 規則等の特定の規格を認証取得する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得手続きの簡素化もしくは撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> CE マーク RoHS 指令 REACH
	日機輸	(7)	加盟国ごとに異なる環境法制の解釈・運用	<ul style="list-style-type: none"> 各国で法令の解釈・運用が異なると、産業界にとって国毎に異なる手続き、対応は容易ではない。例えばスウェーデン独自の難燃剤の含有に対する課税制度など。 	<ul style="list-style-type: none"> 客観性のある科学的な知見に基づき、共通の仕組みづくりの構築を進めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> WEEE、RoHS、REACH 等の環境法規制
	日機輸	(8)	日本と EU との間の省エネ規制とラベリング制度の差異	<ul style="list-style-type: none"> ICT 製品をはじめとする国際的に流通する製品の省エネルギー規制、ラベリング制度の差異はビジネスにとっての負担が大きい。追加コストにより製品価格上昇、消費者負担増にも繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品の省エネルギー化を目的としている点は共通なので、少なくとも製品の試験方法、使用方法の考え方は統一すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際エネルギースタープログラム IEC/TC108 IEC/TC100 IEC/TC113 など
	日機輸	(9)	ナノマテリアル規制	<ul style="list-style-type: none"> 「ナノマテリアル」の定義、有害性についてのステークホルダー間での十分な議論がないままに規制が導入されかねない虞があることに懸念を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 万一規制が行われる場合には、客観的な科学的知見に基づき規制が正当化されることを確認のうえ、必要最低限の規制に留め企業活動に悪影響を与えないようにすることを強く要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> The European Commission Recommendation on the definition of nanomaterial (2011/696/EU)

※經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(10)	二重規制、規制間の不整合	•複数の規制において、同様の化学物質が規制されたり、同一の対象に対する適用除外の考え方の不一致がある場合がある。例えば、RoHSとREACHにおけるフタル酸エステル二重規制。	•二重規制を避け、一貫性かつ整合性のある考え方に基づいた規制とすべき。かつ、必要最低限の規制に留め企業活動に悪影響を与えないようにすることを強く要望する。	•RoHS、REACHにおける4フタル酸エステル制限提案
	日機輸	(11)	過度な要求	•On ModeおよびStandby Modeにおける省エネ基準と施行日がメーカーに対して過度な負担となる内容になっている。また、今回の改定版より追加されている資源効率要求の内容が、技術的に実現困難で、かつ当局が意図しているような“リサイクル・解体・修理の容易性向上”に寄与するものとなっていない。	•要求基準、施行日を再考の上で、改めてTBT通報して頂きたい。 •規制検討においては、十分な影響評価を行い、また費用対効果を考慮し過度な要求にならないようにして頂きたい。	•WTO/TBT 通報 No. G/TBT/N/EU/433 •ErP Directive 2009/125/EC with regard to ecodesign requirements for electronic displays
23 諸制度・慣行・非効率な行政手続	日機輸 JEITA 日機輸 日機輸 日商 日機輸	(1)	個人情報保護指令および一般データ保護規則に基づく個人情報の移転規制	<p>•EUの個人情報保護指令が強化され、General Data Protection Regulationが2018年5月より効力を生じることとなった。現行の個人情報保護指令 Directive95/46/ECおよびGeneral Data Protection Regulationは、加盟国に対しEU外の国の個人情報を転送する際、特定の例外を除き、指令と同じレベルの十分な保護がなされている場合のみ認めるよう求めているが、現在の日本の制度は十分な保護レベルにあるとみなされていない為、日本、EUの双方で事業を行うグローバル企業には2つの個人情報保護制度を遵守するか、EUから日本への個人データの転送を行わないか、どちらかの選択肢しかない。</p> <p>•現在の個人情報保護指令では、EU/EEA域外に個人情報を持ち出す場合には、データ処理に関する契約書に署名する必要があるなど、企業にとって負担が大きい。</p> <p>•データ保護規則に基づく第三国移転条項規定により、日本はデータ保護十分性を認められていないため、EUからデータ移転に当たって、認定を受けた国の企業に比べて労力・費用負担がかかり不利益。また、「個人データ」の範囲・定義が明確ではない。</p> <p>•個人データへの取得規制が強化されれば、車両から使用者個人を特定できる場合に車両の稼働状況等のデータを取得できなくなり、サービス・メンテナンスの質を保つことができなくなる可能性がある。</p> <p>(参考)</p> <p>•データ保護指令の25条では、国内法や国際約束等により十分な保護の水準を確保できている域外国を決定する権限を欧州委員会に与えているが、日本は指定されていない。</p> <p>•第三国及び第三国のデータ処理業者への個人データ移転に対する標準契約条項に関する委員会規則が2002年4月に発効している。</p> <p>•2012年1月、欧州委員会是一般データ保護規則案を発表し、2016年4月、欧州連合理事会・欧州議会により採択された。</p> <p>(対応)</p> <p>•日・EU規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。</p> <p>•2018年5月、欧州個人情報保護指令(GDPR)が発効した。</p> <p>•2019年1月、日欧のデータ転送に関わる十分性認定が承認された。</p>	<p>•日本の個人情報保護法も強化・改正され2017年より施行された。当該個人情報保護法がEUと同レベルの十分な保護を提供しているか否かの「充分性」の認定作業を、是非とも2017年中に終え、日本の個人情報保護法が「充分」であるとの認定が下りることを期待する。(究極的には世界各国の個人情報保護制度の整合が理想)</p> <p>•個人情報保護に関する指令の簡素化。</p> <p>•データ保護規則十分性認定に関するEUおよび日本政府との対話。</p> <p>•企業レベルで比較的簡素にEU-日本間のデータ移転の承認を受けられるような制度設置。</p> <p>•法改正に関する状況を注視し、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。</p>	<p>•Directive 95/46/EC •EU一般データ保護規則(GDPR)</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日商	(2)	一般データ保護規則の高額制裁金	<ul style="list-style-type: none"> EUレベルの個人情報保護法である「EU データ保護法」の施行が見込まれているが、違反した場合には高額な制裁金に加え、監督機関による取り締まりも厳しくなることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に日本の本社とのデータのやり取りが想定される。国際的に見て、過剰な規定が含まれている場合は、緩和を働きかけて頂くようお願いしたい。 	EU 指令・新 EU 規則
	日商			<ul style="list-style-type: none"> 「EU データ保護指令」(1995年採択)に関して、早くて2018年からEU各国間の法規制を統一し、更に違反に対する高額な制裁金制度の創設(違反企業の世界連結売上高4%か20百万ユーロの高い方を上限)が予定されている。従来からも個人情報の取り扱いには十分ケアしているが、新規則における変化・修正点が明確でないまま、罰則金規定が盛り込まれている点は大いに懸念する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規則についていち早く詳細を明示してもらい、かつ順法のポイント・論点が明確になっていることを強く望む。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 大筋合意されたEUの個人情報保護規則において、企業が違反した場合に、企業グループの全世界連結売上の4%までの罰金が課される可能性が規定されている。罰金の金額が恣意的に決定されないようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> EU 競争法に基づく罰金と類似の運用になると思われるが、ガイドラインの作成等運用ルールの明確化を図り、透明性を担保してほしい。 	
				(対応)		
				<ul style="list-style-type: none"> 2018年5月、欧州個人情報保護指令(GDPR)が発効した。 		
	日機輸	(3)	e-プライバシー指令(クッキー法)	<ul style="list-style-type: none"> まだ全てのEU加盟国で実施されている訳ではないが、2011年に発効したクッキー法は、オンライン上での顧客体験改善活動に使用されるクッキーをウェブサイト運営者が自身のデバイスに置く前にユーザーの同意取得を要請している。この同意取得を明示的なものとするか、黙示的なもので認めるかといった点に加盟国間の相違が見られ、もし前者が必要だとするとビジネス活動の障壁となりえる。 2017年1月11日に欧州委員会が発表した3つの柱(①ePrivacy改正、②データ経済推進、③データ国際移転)。 ePrivacy指令の改正については、Cookie情報などが影響し、GDPRとの整合性が図られた内容になると思われる。 新しい規制がGDPRの定義/コンセプトと整合しており、特に電子メールマーケティングのルールを明確にし、クッキー/追跡技術の有効な同意を得ているものは非常に有益。 	<ul style="list-style-type: none"> 指令は、何が有効な同意を形成するかといったキー領域のガイドラインを伴っておらず、実施は非現実的、事実上不可能との批判を受けている。指令の適正な施行を行うためにも明確かつ実務的なガイダンスが不可欠となる。 	Directive 2002/58 on Privacy and Electronic Communications
				(対応)		
				<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月現在、ePrivacy指令の規則化がGDPRでの不整合等の課題により遅れている。 		
	日機輸	(4)	小型製品に関する加盟国の言語要件	<ul style="list-style-type: none"> ますます多くの国が販売用の製品のパッケージ上(すべての)加盟国言語の使用を必要とする国内法を制定している。(例:スペイン Royal Decree 1368/88) 	<ul style="list-style-type: none"> 小型で複雑でない製品については(電池、電球、ヘッドフォン...)この要件は、技術的/経済的な観点からほとんど不可能である。これは取引に対する障壁であり、小型の標準化された製品の開発・販売を困難とさせる。これらすべての国の言語を置き換えるためのロゴの使用は許容されるべきである。 	Example: Spanish Royal Decree 1368/88

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸 日商	(1)	クロスボーダー合併手続の煩雑	・企業グループ内の組織再編のための欧州のクロスボーダーの合併手続(欧州海外ドイツ法人の英国支店化の実施)が煩雑で時間がかかった。	・手続の簡素化を希望する。	・EUのクロスボーダー合併規則
	日機輸	(2)	法規制関連の発行遅延	・RE指令がすでに施行されているにもかかわらず、欧州委員会によるガイドラインが発効されていない。 →改善あり(発効済み) 旧R&TEE相当の整合規格がOfficial Journalで公表されていないため整合規格を用いた見直し適合が行えない状況にあり、リスク分析による評価負荷が大きい。 RE指令の整合規格としてEN55035が掲載されたが、EMC指令の整合規格は更新されず、必須要求レベルであるEMC指令レベルとするイミュニティ要求に不整合が発生している。 遅れている整合規格の発効予定が知らされておらず、突然のOfficial Journalへの掲載に対応が難しい。 →改善なし	・RE指令、LV指令ならびにEMC指令の整合規格と足並みを揃えて発効することを強く望む。 ・特に、RE指令の整合規格の発効予定の通知を望む。	・2014/30/EU ・2014/53/EU ・2014/35/EU
	日機輸			・新EMC指令がすでに施行されているにもかかわらず、欧州委員会によるガイドラインがドラフトのまま、正式版が発行されない。また、整合規格の一部がOfficial Journalから漏れている。	・至急、欧州委員会によるガイドラインの発行と漏れている整合規格を追加した修正版の発行。	
	日機輸			・殆どの整合規格がOfficial Journalで公表されていないため、従来、自己適合宣言が認められている機器にNotified Bodyによる評価が必要となっている。Notified Bodyの評価に不要な費用と手番が発生している。	・整合規格の発効遅延に伴い、R&TTE指令からRE指令への移行期間を1年延長するよう希望する。	
25 政府調達	日機輸	(1)	情報不足	・「政府調達規則の強化」に関する情報が不足している。	・最新情報の確認と提供をいただきたい。	
26 その他	日商	(1)	商品(種子)の販売条件(病害虫フリー)に対応するための生産体系確立	・ヨーロッパ向け観賞用トマト種子の販売に関し、流通団体からの要望でGSPP(Good Seed and plant Practices)種子が求められている。GSPP種子とは、特定の病気に対する無病種子の供給を求めているもので、それに見合った種子生産地、生産方法の確立が種苗会社に求められた。	・種子生産体系の確立には、生産地の選定、設備の建設、生産技術習得など時間がかかるので、十分な準備期間を頂きたい。	
	自動部品 日機輸	(2)	BREXIT問題	・英国政府によるEU離脱の道筋がいまだはっきりせず、どのような準備をすべきか手探り状態である。英国政府による早急な方向性の提示が待たれる。 (対応) ・英国議会による離脱協定書承認を受け、2020年1月31日に離脱した。	・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。	